

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株主をはじめとするステークホルダーの最大満足を通して社会に貢献しうることとなることを経営の基本理念としています。そのためには公正かつ透明性の高い企業経営が不可欠であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスに係る体制を構築・運用してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使や招集通知の英訳】

当社は、海外投資家の株式保有比率がそれほど高い水準にはないこともあり、議決権の電子行使や招集通知の英訳は行っておりませんが、今後、海外投資家の保有比率の推移等も踏まえ検討してまいります。

【原則1 - 4 政策保有株式】

（政策保有株式の縮減方針）

政策保有株式については、取引関係の維持・強化を通じた事業活動の円滑な推進等を目的として、中長期的な観点から当社の企業価値の向上に資すると判断した場合にのみ限定的に保有することとし、その保有に経済合理性が認められないと判断した株式については漸次縮減することを基本方針としております。また、当該基本方針に基づき、原則として毎年7月に開催する取締役会において各政策保有株式の保有の適否を精査・検証することとしております。

なお、本原則が「個別の政策保有株式について、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査」すべきとしている点については、今後の検討課題であると認識しております。

（政策保有株式に係る議決権行使基準）

政策保有株式に係る議決権行使については、株主価値を著しく毀損する可能性がある等、当該議案に賛成することに重大な疑義があると判断した場合は、肯定的な議決権行使を行わないこととしております。

【補充原則3 - 1 英語での情報の開示・提供】

当社は、海外投資家の株式保有比率がそれほど高い水準にはないこともあり、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後、海外投資家の保有比率の推移等も踏まえ検討してまいります。

【補充原則4 - 1 取締役会の後継者計画への関与および監督】

当社では、知識・能力・人柄等で優れた資質を有するとして選出された複数名の後継者候補に対し、営業・技術・人材管理等様々な業種や業務をローテーション的に経験させるなどして、経営理念・経営戦略を念頭に現経営陣が中心となって後継者候補の計画的な育成を行っております。

なお、本原則が、最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用及び後継者候補の育成について取締役会が十分かつ適切に関与すべきとしている点については、今後の検討課題であると認識しております。

【補充原則4 - 2 経営陣の報酬制度】

当社経営陣の報酬は、役位・職責等を踏まえて決定される基本報酬又は基本報酬と単年度業績等に応じて決定・支給される賞与により構成されます。

なお、本原則が、経営陣に対して適切なインセンティブを与えるべく、中長期業績との連動性や現金報酬と自社株報酬との割合等も考慮した客観性・透明性ある報酬制度を設計・導入すべきとしている点については、今後の検討課題であると認識しております。

【補充原則4 - 10 独立した諮問委員会の設置】

当社では、全6名の取締役のうち独立社外取締役は2名と取締役会の過半数に達していない一方、経営陣幹部の指名・報酬等を審議するための独立した諮問委員会を設置しておりません。しかしながら、いずれも高い専門性と豊富な実務経験を有する2名の独立社外取締役が取締役会に出席し活発に意見陳述・助言を行っており、取締役会の監督機能は現状においても十分に機能しているものと考えております。

なお、本原則が、経営陣幹部の指名・報酬等に係る独立した諮問委員会を設置すべきとしている点については、今後の検討課題であると認識しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の多様性及び規模】

（取締役会の多様性について）

当社においては、取締役会のバランスや多様性が確保されるよう、当社グループの事業内容を考慮しつつ企業経営、営業、技術、財務、会計、法務等に関する豊富な実務経験と専門的な知見を有する者をバランスよく選任することとしております。

なお、本原則が、取締役会の構成についてジェンダーや国際性の面も含めた多様性を確保すべきとしている点について、このうち、国際性については、当社グループが主として国内において事業を展開していることに鑑み、現時点において考慮する必要性は乏しいと判断しております。一方、ジェンダーについては、昨今の女性活躍推進に係る機運の高まり等も踏まえつつ、当該面での多様性を勘案・検討することは、当社の企業価値向上を図る観点からも重要であり、今後の検討課題とすべきであると認識しております。

〔取締役会の規模について〕

当社では少人数による活発な議論を可能とすべく取締役の員数を10名以内と定めた上で6名の取締役を選任しておりますが、当社グループの事業内容、事業規模等に照らして当社の取締役会は適正規模にあると判断しております。

〔原則5 - 2 . 経営戦略や経営計画の策定・公表〕

当社では、諸般の事情を勘案し中期経営計画を公表しておりません。

中期経営計画の公表並びに当該計画の公表を通じた収益計画及び資本政策の基本的な方針や収益性・資本効率等に関する目標の提示については、今後の課題として検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〔原則1 - 7 . 関連当事者間の取引〕

当社は、関連当事者間の取引により会社や株主共同の利益を害することがないよう、関連当事者取引管理規程を定め、同規定に則り当該取引を管理することとしております。具体的には、新たに関連当事者間取引を開始する場合には、事前に取締役会において当該取引の内容、取引条件等を開示し当該取引の実施の必要性及び取引条件等の妥当性を検証することとしており、また、既に実施している関連当事者間取引についても、年1回の頻度で同様の検証を行うこととしております。

〔原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社では、従業員の退職給付に充てるため確定給付企業年金制度を導入しています。

年金資産の運用について、専門的な知見を有する人材の登用・配置は行っておりませんが、主として「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）の受け入れを表明している運用受託機関に委託した上で、当社の人事部及び経理部が、定期的に運用状況等に係る報告を受けることにより各運用受託機関をモニタリングしております。

また、企業年金の受益者と当社との間に生じ得る利益相反関係を適切に管理するため、個々の投資先の選定や投資先に対する議決権行使については各受託運用機関に一任しております。

〔原則3 - 1 . 情報開示の充実〕

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社グループの企業理念、経営姿勢、長期ビジョン及びビジョン実現のための各ステップにおける中期経営計画のテーマを当社ウェブサイトに掲載しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1.1 . 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

報酬に関しては、役位・職責等を踏まえて決定される基本報酬と業績に応じて決定される賞与で構成されております。また、社外取締役については、基本報酬のみとしております。

各取締役の報酬については、株主総会で承認された年間報酬総額の範囲内で、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において審議の上、決定しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者は、人格・見識に優れ、当社及び当社グループの成長と企業価値向上に資する人材であることを基本要件としております。業務執行に携わる取締役については、各事業分野及び経営に関して高い能力と知見を有する者とし、社外取締役については、優れた経験・知識・専門性等をもとに社外の視点から積極的に意見を述べ、問題提起を行うことができる人材を指名しております。取締役候補者の指名・選任については、社外取締役及び社外監査役も出席する取締役会に付議し、審議の結果、承認された内容で決定し、株主総会に上程することを決議しております。

監査役候補者は、財務・会計・法務に知見を有する候補者を一定数選任するほか、業務執行者からの独立性の確保等、監査役としての適格性を考慮するとともに、社外監査役候補者は、独立性に問題がないことを確認して選任することとしております。監査役候補者の指名・選任については、監査役会が検討し、同意した上で、取締役会において決定しております。

経営陣幹部の解任については、法令・定款等に違反し当社グループの企業価値を著しく毀損した又は毀損させるおそれがあると認められた場合等、客観的に解任が相当と判断される事態が生じた場合に、独立社外取締役が出席する取締役会において当該経営陣幹部の解任について十分な審議を尽くした上で決議することとしております。

(v) 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の説明

取締役・監査役候補の指名を行う際には、個々の選任理由・経歴等を株主総会参考書類に記載しております。

〔補充原則4 - 1 取締役会で審議・決議すべき事項、経営陣に対する委任の範囲〕

当社では、取締役会で審議・決議すべき事項を法令、定款及び取締役会規程により規定しております。また、取締役、執行役員等、各経営陣に対して委任する職務・権限の範囲については、定款及び執行役員規程に加え、取引・業務の規模や所管する部門の業務内容等を勘案の上で定められた職務権限規程、組織・業務分掌規程及び議決規程等により規定しております。

〔原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の社外取締役要件と東京証券取引所が定める独立役員の資格要件のいずれをも充足することを前提とした上で、当該独立社外取締役が外見的・精神的な独立性を高い水準で維持しているか否かの判断基準として、会社経営・法務・財務等に関する高い専門性を有すること、社外での豊富な実務経験を有すること等を考慮することとしております。

〔補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況〕

社外取締役・社外監査役を選任する際には、当社取締役会への出席をはじめとし、当社の業務に十分な時間と労力を振り向けることが可能であるかを事前に確認しております。また、取締役会・監査役会の日程については、あらかじめ確認・調整を行い、出席率の向上のための環境整備に努めております。

なお、取締役・監査役の兼任状況は、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性の分析・評価】

当社では、取締役及び監査役の全員を対象に、以下を主な内容とするアンケートを年1回の頻度で実施することにより取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。

- ・取締役会の役割と機能
- ・取締役会の構成と規模
- ・取締役会の運営
- ・監査機関との連携
- ・経営陣とのコミュニケーション
- ・株主及び投資家との関係

直近2019年4月に実施したアンケートの回答内容を分析したところ、主に以下のような評価結果が得られました。

- ・取締役会が全体として、その役割・責務を全うしうだけの知識・経験・能力を有している。
- ・取締役会において決議又は報告される事項は適切である。
- ・取締役会では活発な議論がなされ、十分な時間をかけて慎重に審議がなされている。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役には、その役割や責務を適切に果たすために必要な知識・情報を取得、更新するための機会を提供しています。社外役員に対しては、就任時に加えて都度、当社の事業内容、財務状況、組織等を理解する機会を提供しています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主及び投資家との対話が中長期的な企業価値の向上に資するとの基本認識の下、以下の方針に基づき積極的に対話に取り組んでいく方針であります。

- (i) 株主・投資家への対応は、IRを所管する経営管理本部長の統括の下、広報・IR室が窓口となって活動を行っております。
- (ii) 適切な情報開示を行うため、経営管理本部内の関連部署は相互に連携しつつ適時適切な情報の共有を図っております。
- (iii) 機関投資家やアナリストに対しては、適宜、個別面談を実施しており、個人投資家に対しては、ウェブサイト上にIR情報ページを設け、業績等を掲載するとともに、メールでの問合せ窓口を設置しております。
- (iv) 株主・投資家との対話の中で得られた意見等については、必要に応じて取締役を含む経営陣及び関連部署へフィードバックしております。
- (v) インサイダー情報に関しては「内部者取引管理規程」に基づいて管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本レイ株式会社	1,760,000	12.92
ダイキン工業株式会社	1,000,000	7.34
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND	897,600	6.59
東テックグループ従業員持株会	800,226	5.88
株式会社みずほ銀行	670,000	4.92
株式会社三井住友銀行	670,000	4.92
住友商事株式会社	631,000	4.63
草野和幸	392,068	2.88
昭和鉄工株式会社	378,000	2.78
東プレ株式会社	308,300	2.26

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神尾 大地	弁護士											
斎藤 政賢	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神尾 大地	○	――	弁護士として専門的見地から会議においての助言・提言により執行意思決定の適法性・妥当性や経営の監督機能に貢献いただけると判断しております。 また、本人との取引行為はなく、一般株主との利益相反行為が生じるおそれがないと判断され独立役員として指定しております。
斎藤 政賢	○	――	経営者としての豊富な経験と幅広い見識から会議においての助言・提言により執行意思決定の適法性・妥当性や経営の監督機能に貢献いただけると判断しております。 また、本人との取引行為はなく、一般株主との利益相反行為が生じるおそれがないと判断され独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各決算期毎に会計監査人より協議報告会が開催され、監査計画・監査状況・問題点・疑問点の応答などを行っております。
また、内部監査部門は期初に内部監査計画を報告し、内部監査実施後に、監査役にその内容を説明しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 竹夫	公認会計士													
荒田 和人	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 竹夫		_____	公認会計士・税理士として豊富な経験を有しており、会計・税務の両面及び外から見る立場として会社経営に貴重な助言をいただけると判断しております。
荒田 和人		_____	公認会計士・税理士資格を持ち、大手監査法人に長年所属していた経験からも会計監査に基づく高い見識を有しております。その経験・見識から監査役に適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社経営陣の報酬は、役位・職責等を踏まえて決定される基本報酬又は基本報酬と単年度業績等に応じて決定・支給される賞与により構成されます。
 なお、本原則が、経営陣に対して適切なインセンティブを与えるべく、中長期業績との連動性や現金報酬と自社株報酬との割合等も考慮した客観性・透明性ある報酬制度を設計・導入すべきとしている点については、今後の検討課題であると認識しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

直前事業年度の取締役及び監査役の報酬等の総額は次のとおりです。
 取締役(社外取締役を除く)の報酬等の額: 238百万円
 監査役(社外監査役を除く)の報酬等の額: 23百万円
 社外役員の報酬等の額: 33百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬に関しては、役位・職責等を踏まえて決定される基本報酬と業績に応じて決定される賞与で構成されております。また、社外取締役については、基本報酬のみとしております。
 各取締役の報酬については、株主総会で承認された年間報酬総額の範囲内で、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において審議の上、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートはグループ経営戦略室で行い、社外監査役へのサポートは内部監査室で行っております。取締役会資料は事前に配付するとともに必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役には、常勤監査役による監査役監査、会計監査人監査及び内部監査等の情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会及び監査役会を設置しております。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速・機動的な経営を行うため、執行役員制度を導入しております。

【取締役会】

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成されており、毎月1回の定時取締役会のほか必要に応じて随時開催しております。取締役の任期は1年であり、経営責任を明確化しております。社外取締役は独立した立場から、また、社外監査役は客観的・専門的見地から、それぞれ有用な指摘・意見を取締役会で述べ、社外役員に期待される役割を果たしております。

取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行うことにより、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性の確保に取り組んでおります。

【監査役会】

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会その他重要な会議への出席、取締役の職務執行の監査、重要な決裁書類の閲覧及び事業所の往査等を実施しており、また、会計監査人及び内部監査部門と連携する等、実効性ある監査により取締役の職務執行の監査に努めております。

社外監査役は客観的・専門的見地から、また、社内監査役は当社における豊富な経験に基づき、業務に精通した立場から、それぞれ監査を行っており、監査の実効性を高めております。

【内部監査】

内部監査については、社長直属で、9名で構成される内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、独立した立場から業務運営の適正性・効率性に関して計画的に業務監査を実施しております。内部監査室は、監査結果を社長に報告するとともに、必要な措置及び改善状況の確認を行っております。内部監査室は、監査役及び会計監査人とも連携を図り、効果的な内部監査の実施に努めております。

【会計監査人】

会計監査人は、金融商品取引法及び会社法に基づく会計監査についてEY新日本有限責任監査法人を選任しております。同監査法人は、業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を講じています。

【責任限定契約の内容の概要】

当社は、すべての社外取締役及び社外監査役と会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役を2名、社外監査役を2名それぞれ選任しております。各社外役員は、定時・臨時の取締役会への出席等を通じて取締役及び執行役員の職務執行に対して、適切な監視・監督を行っております。また、各社外監査役は、会計監査人や内部監査室と十分な意見交換を行う等、相互に連携を図っております。

当社と社外役員との間には利害関係はなく、各社外役員は適切な独立性を維持しており、当社の経営に対して監視・監督機能を十分に発揮しているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会においては、招集通知を総会日前の早期に発送するとともに、発送日に先立って当社ウェブサイトに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「適時開示規則」に沿って、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに対し、適時性・適法性・正確性・公平性・透明性を基本に情報を提供することを基本姿勢としております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家とのスモールミーティングや個別ミーティングを行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ウェブサイト上にIR情報ページを設け、業績等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員：経営管理本部担当役員 IR担当部署：広報・IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「東テックグループ企業行動憲章」において、ステークホルダーを具体的に示し、ステークホルダーを尊重するとともに、地域社会との良好な関係の構築を通して広く社会の発展に貢献することを全社員の行動規範として周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「東テックグループ企業行動憲章」において、環境問題の重要性を認識し、この問題の解決に積極的に取り組むことを全社員の行動規範として周知徹底を図っております。また、東テックグループ企業理念の中で、地球にやさしい環境づくりで社会に貢献することを経営姿勢として掲げ、取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	東京証券取引所の定める「適時開示規則」に沿って、すべてのステークホルダーに対し、適時性・適法性・正確性・公平性・透明性を基本に情報を提供することを基本姿勢としております。「東テックグループ企業行動憲章」においても、ステークホルダーの適切な判断に資するよう、適宜適正な企業情報を提供することを全社員の行動規範として掲げ、周知徹底を図っております。
その他	「東テックグループ企業行動憲章」では、社員一人ひとりの個性を尊重し、人材の育成に取り組んでいくことを明確にしております。特に、女性の躍進推進については、事業のさらなる成長・発展のためには必要不可欠であると考えております。当社は、女性の活躍推進に向けた行動計画を策定し、目標の達成に向けて取り組みを進めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は適正かつ効率的な自主統制システムのベースの上で生み出された企業業績でなければステークホルダーの支持を得る事は出来ないと考えています。

その為、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議していますが、それらの整備、構築に全社を挙げて取り組んでおります。基本方針の要点は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という。)の取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス推進委員会」を設置し、「企業行動憲章」を制定するとともに役職員への啓蒙教育を行う。

さらに、コンプライアンス上の具体的な問題については監査役及び内部監査室と連携し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理に関する社内規定を整備し、作成・保管・廃棄等の取扱いを明確にする。なお取締役及び監査役等は法令で定める場合の他いつでもこれらの文書を閲覧する事ができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険(リスク)を適切に認識・評価するため、リスク管理に関する規定を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。

また、各部署及びグループ各社の代表者を責任者とする横断的組織を組成し、重大リスクの未然防止、再発防止、迅速な対応に資するとともに、法令改正等、事業環境の急激な変化に対応すべく機動的な運営を図るものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月例の取締役会を基本としつつ、経営上の重要事項については事前に経営会議で議論し、その審議を経て取締役会へ付議する体制とする。

また、当社グループの目標として、中期経営計画及び年次経営計画を設定し、各部門の執行状況について上記各会議で定期的に報告させ、具体的な施策の展開を促していくものとする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ会社については当社「関係会社管理規程」に基づき経営管理本部にて一元管理する。コンプライアンス上の問題については、前記「コンプライアンス推進委員会」の指揮下に入るほか、各社監査役と当社内部統制監査室の定期並びに適宜の監査を行うことにより業務の適正を確保するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。この場合、当該使用人の任命・異動は監査役会の同意を必要とするものとし、監査役の指揮命令下での職務の執行の評価については監査役の意見を尊重して行うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業績又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。なお、前記に拘わらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求める事ができるものとする。なお、監査役に報告した当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしてはならない。

また、監査役は取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針

当社グループは、監査役が職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、速やかに当該費用の支払いを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とみなされる個人・団体とは、その不当な要求に屈することなく、また、あいまいな関係を持つことなく毅然とした態度で対応するものとし、

「企業行動憲章」に反社会的勢力への姿勢を定めており、周知徹底するものとし、

経営管理本部総務部を対応部署として、顧問弁護士や管轄警察署との連絡体制を定め、不当行為防止に関する講習へ参加するなどの研修を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

重要な決定事項及び発生事実は当該部署責任者から、決算に関する情報は経営管理本部経理部に集約され、取締役会・経営会議で審議、検討された後、適時開示規則に則り情報開示されております。

